

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

## 函館市規則第 1 2 号

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 2 7 年函館市規則第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「3 の項」を「7 の項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 2 項中「2 の項」を「6 の項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 1 項中「1 の項」を「5 の項」に改め、同項第 1 号エ中「（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」を削り、同号カ中「（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）」を削り、同項を同条第 5 項とし、同条に第 1 項から第 4 項までとして次の 4 項を加える。

条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 1 9 条第 1 項の保護の実施に関する事務 同法第 6 条第 2 項の要保護者または同条第 1 項の被保護者であった者（以下この項、次項および次条第 1 項において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

ア 固定資産税（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 5 条第

2 項第 2 号に掲げる固定資産税をいい、特別区が同法第 1 条第 2 項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。第 3 項第 1 号アにおいて同じ。)に関する情報

イ 軽自動車税（地方税法第 5 条第 2 項第 3 号に掲げる軽自動車税をいい、特別区が同法第 1 条第 2 項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。第 3 項第 1 号イにおいて同じ。)に関する情報

(2) 生活保護法第 24 条第 1 項の保護の開始または同条第 9 項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要保護者等に係る前号に掲げる情報

(3) 生活保護法第 25 条第 1 項の職権による保護の開始または同条第 2 項の職権による保護の変更に関する事務 要保護者等に係る第 1 号に掲げる情報

(4) 生活保護法第 26 条の保護の停止または廃止に関する事務 要保護者等に係る第 1 号に掲げる情報

(5) 生活保護法第 63 条の保護に要する費用の返還に関する事務 要保護者等に係る第 1 号に掲げる情報

(6) 生活保護法第 77 条第 1 項または第 78 条第 1 項から第 3 項までの徴収金の徴収（同法第 78 条の 2 第 1 項または第 2 項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要保護者等に係る第 1 号に掲げる情報

2 条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務は、生活保護法第 55 条の 8 第 1 項の被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務とし、同表の 2 の項の規則で定める情報は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 の健康増進事業の実施に係る者（要保護者等に限る。）に係る健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）第 4 条の 2 第 4 号に掲げる事業の実施に関する情報とする。

3 条例別表第 1 の 3 の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭

和 29 年 5 月 8 日付け社発第 382 号厚生省社会局長通知。以下この項および次項において「昭和 29 年社発第 382 号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下この項および次項において同じ。)であって生活に困窮する者に係る生活保護法第 19 条第 1 項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 生活に困窮する外国人であって同法第 6 条第 2 項の要保護者または同条第 1 項の被保護者であった者に準ずる者(以下この項および次項において「要保護者等に準ずる者」という。)に係る次に掲げる情報

ア 固定資産税に関する情報

イ 軽自動車税に関する情報

(2) 昭和 29 年社発第 382 号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第 24 条第 1 項の規定に準じて行う保護の開始または同条第 9 項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要保護者等に準ずる者に係る前号に掲げる情報

(3) 昭和 29 年社発第 382 号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第 25 条第 1 項の規定に準じて行う職権による保護の開始または同条第 2 項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 要保護者等に準ずる者に係る第 1 号に掲げる情報

(4) 昭和 29 年社発第 382 号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第 26 条の規定に準じて行う保護の停止または廃止に関する事務 要保護者等に準ずる者に係る第 1 号に掲げる情報

(5) 昭和 29 年社発第 382 号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第 63 条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 要保護者等に準ずる者に係る第 1 号に掲げる情報

(6) 昭和 29 年社発第 382 号通知に基づく外国人であって生活に困

窮する者に係る生活保護法第77条第1項または第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項または第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要保護者等に準ずる者に係る第1号に掲げる情報

- 4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務とし、同表の4の項の規則で定める情報は、健康増進法第19条の2の健康増進事業の実施に係る者（要保護者等に準ずる者に限る。）に係る健康増進法施行規則第4条の2第4号に掲げる事業の実施に関する情報とする。

第3条第1項第1号中「同法第6条第2項の要保護者または同条第1項の被保護者であった者」を「要保護者等」に改め、同項第2号中「前号」を「要保護者等に係る前号」に改め、同項第3号から第6号までの規定中「第1号」を「要保護者等に係る第1号」に改め、同条第2項第1号中「受けていた者」の後ろに「（以下「要支援者等」という。）」を加え、同項第2号中「前号」を「要支援者等に係る前号」に改め、同項第3号から第6号までの規定中「第1号」を「要支援者等に係る第1号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。